別記様式第７号（５）

平成　　年　　月　　日

誓約書

石川県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

園長及び各保育教諭等については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２６条において準用する学校教育法第９条各号に掲げる事項に該当しない者であることを誓約します。

【参考】

学校教育法第９条

一　成年被後見人又は被保佐人

ニ　禁錮以上の刑に処せられた者

三　教育職員免許法第１０条第１項第２号又は第３号（※１）に該当することにより免許

状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

四　教育職員免許法第１１条第１項から第３項（※２）までの規定により免許状取上げの

処分を受け、三年を経過しない者

五　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（※１）

第１０条　免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

二 　公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 　公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

（※２）

第１１条 　国立学校又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

２ 　免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 　国立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 　地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

３ 　免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。